

## 11 小児医療体制（小児救急医療を含む）

### (1) 現 状

- 日高圏域で、小児科を標榜する医療機関は、日高町（3か所）、平取町（2か所）、新冠町（1か所）、新ひだか町（5か所）、浦河町（2か所）及びえりも町（2か所）の6町に計15か所あります。  
また、小児歯科を標榜する歯科診療所については、日高町（4か所）、平取町（3か所）、新冠町（1か所）、新ひだか町（3か所）、浦河町（5か所）、様似町（2か所）及びえりも町（1か所）の7町に計19か所あります。
- 令和2年の日高圏域で小児医療を行う医師数は11名です。なお、小児科を専門とする医師数は4名であり、平成22年に比べて2名増加しています。\*1

#### 【小児科を専門とする医師数の推移】（単位：人）

第二次医療圏名	H22	R2	H22 - R2
日高	2	4	+2
全道計	618	648	+30

\* 医師・歯科医師・薬剤師調査（各年12月末現在）

- 厚生労働省の調査では、小児救急患者の時間帯別受診状況は、平日では夕刻から準夜帯（18時から22時頃まで）にかけて増加傾向にあり、土日はさらに多くなっており、小児救急患者はいわゆる時間外受診が多いことが指摘されています。
- 道が実施した「二次救急医療機関における救急患者受入実態調査」の小児救急患者の症状別状況を見ると、「特に軽症」と「軽症」の患者が多数を占めています。  
これらは、少子化、核家族化や共働きなど家庭環境の変化とともに、保護者等による専門医志向や病院志向が大きく影響していると指摘されています。
- 道では、小児救急医療体制の整備に対する社会的要請が強まっていることから、通常の救急医療体制によるほか、小児救急医療支援事業\*2により、小児二次救急医療の体制整備を図っています。
- 日高圏域では、総合病院浦河赤十字病院が小児救急医療支援事業参加病院及び北海道小児地域医療センター\*3として小児二次救急医療を行っています。重症・重篤な小児患者の救命医療は、主に隣接する東胆振圏域等の医療機関が対応しています。

\*1 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、なお「小児医療を行う医師」は、診療科として小児科のみを回答した医師及び複数回答した診療科の中に小児科を含んでいた医師、「小児科を専門とする医師」は診療科として小児科のみを回答した医師及び複数回答した診療科のうち小児科を主たる診療科として回答した医師のことをいう。

\*2 小児救急医療支援事業（平成11年～）  
事業概要：輪番制による休日・夜間の小児の二次救急医療を確保  
対象圏域：第二次医療圏単位（原則）～道内21圏域  
事業主体：市町村長の要請を受けた病院

\*3 北海道小児地域医療センターの選定基準  
① 一定以上の小児科の常勤医師が勤務していること。  
② 小児科の入院医療を提供していること。  
③ 小児二次救急医療等を担っていること。  
④ NICUを整備していること。

- 道では、保護者の子育て不安を軽減するため、夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの相談に対し、電話により助言を行う「小児救急電話相談事業」を実施するとともに、救急医療情報を道民、医療機関、消防機関に提供する「北海道救急医療情報・広域災害情報システム」を運営しています。

<小児救急電話相談事業> (平成16年度～)

電 話 番 号	011-232-1599 (いーこきゅうきゅう) 相談電話回線：1回線 * プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは 短縮ダイヤル「#8000番」も利用できます。
相 談 体 制	毎日 午後7時から翌朝8時まで 看護師1名 (センター対応)、医師1名 (自宅待機)
利用に当たっての 注 意 事 項	医師が直接診察して治療を行うものではなく、 あくまでも電話による家庭での一般的対処など に関する助言アドバイスを行うものです。

<北海道救急医療・広域災害情報システムによる情報提供>

ホームページアドレス (パソコン・スマートフォン等から)	<a href="http://www.qq.pref.hokkaido.jp">http://www.qq.pref.hokkaido.jp</a>
情報案内センター電話番号等	フリーダイヤル 0120-20-8699
	携帯電話等から 011-221-8699

(2) 課 題

(小児医療体制等の確保)

- 子どもを持つ家族に対する相談など、家族を支援する体制や子どもの症状・状態に応じた小児医療体制の確保が必要です。
- 二次救急医療機関における小児救急患者に占める軽症者の割合が高いことが以前から指摘されており、小児医療を行う勤務医が長時間にわたる不規則な勤務を余儀なくされ、その改善が求められています。
- 日高圏域において、専門医療や24時間体制の救急医療を提供する体制の確保に努めるとともに、隣接する東胆振医療圏などの医療機関と連携し、入院医療や救急医療を提供できる体制を確保することが必要です。

(3) 必要な医療機能

(症状等に応じた医療機能や救急医療体制の充実)

- 疾病や症状等に応じた医療が提供されるよう、隣接する医療圏域の医療機関とも連携し、一般の小児医療から高度・専門医療及び初期救急医療から三次救急医療に至る体系的な医療提供体制の充実を図るとともに、急性期を脱した患者を地域で受け入れられるよう、医療機関の機能に応じた連携体制を構築することが必要です。

(災害時を見据えた小児医療体制)

- 災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受入や診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。

(小児医療における新興感染症の発生・まん延への対策)

- 新興感染症が発生した際に、速やかに外来診療、入院、自宅療養者等への医療等が提供できるような体制の構築が必要です。

#### (4) 数値目標等

指標名(単位)	現状値	目標値(R11)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所数(日高医療圏)	1	1	現状維持	令和3年 NDB [厚生労働省]
小児の訪問診療を実施している医療機関数(日高医療圏)	1	1	現状維持	令和3年 NDB [厚生労働省]
小児二次救急医療体制の整備(医療機関数)(日高医療圏)	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調査 (令和5年4月現在)
北海道小児地域医療センター数(日高医療圏)	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調査 (令和5年4月現在)

#### (5) 数値目標等を維持するために必要な施策

(相談支援体制等)

- 小児救急電話相談事業や救急医療情報システムについて、一層の周知を図るとともに、AEDの使用法を含む救急蘇生法等講習会の実施、適切な医療機関への受診など、救急医療についての啓発に努めます。

(小児医療及び小児救急医療体制の確保等)

- 小児医療については、できるだけ患者の身近なところで提供されることが望ましいことから、一次医療を担う病院や診療所の維持や確保に努めます。
- 二次医療を担う病院における小児医療を行う医師の勤務環境の改善を図るため、地域の開業医や総合診療医、関係機関との幅広い連携体制の構築に努めます。
- 道が実施している地域の医療関係者等を対象とした「小児救急医療地域研修会」等により、初期救急に対応できる体制整備に努めます。
- 在宅療養中の小児の状態が急変した際などに適切に対応できるよう、小児在宅医療を担う医療機関と後方支援を担う医療機関との連携体制の構築に取り組みます。
- 医療的ケア児のNICU等からの退院支援について、在宅医療を担う医療機関と入院医療機関が連携して対応することができるよう、訪問診療医のグループと後方支援を行う医療機関との連携体制の構築に向けた支援を行います。

(療養・療育支援体制の確保)

- 発達障がいの子ども、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、在宅医療や療育、短期入所等の福祉サービスなどの支援を身近な地域で受けられるよう、地域生活を支援する体制の充実に努めます。
- 退院後の医療的ケア児等の保護者の負担を軽減するための体制確保に努めます。
- 医療的ケア児及びその家族を含む小児等の在宅生活について、小児期から成人期といったフェーズの変化や地域の実情に応じた支援体制の構築に向けて、保健・医療・福祉・教育等の関係者間の連携促進に取り組みます。

(小児医療における新興感染症の発生・まん延への対策)

- 新興感染症が発生した際に、速やかに入院、外来診療、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、関係者や関係機関と協議の上、医療措置協定を締結するなど、平時から計画的な準備に努めます。また、主に当該感染症に対応する医療機関等と当該感染症以外に対応する医療機関等の役割分担が図られるよう調整に努めます。

(6) 医療機関等の具体的名称 (令和5年4月1日現在)

- 小児救急医療支援事業参加病院

第二次医療圏	医療機関名称
日高	総合病院浦河赤十字病院

- 北海道小児地域医療センター

第二次医療圏	医療機関名称
日高	総合病院浦河赤十字病院

(7) 歯科医療機関(歯科診療所)の役割

- 子どもの発達障がい等に対する支援として、できるだけ身近なところで歯科保健医療サービスを受けられるよう、障がい者歯科医療協力医及び協力歯科衛生士の確保と資質の向上に努めます。

(8) 薬局の役割

- 子どもを抱える家族からの相談に対応するため、「健康サポート薬局」等、かかりつけ薬局・薬剤師を普及するとともに、地域の薬局が相互に連携し、休日や平日の診療時間外における調剤応需のほか、市販薬を含めた医薬品や衛生材料等の供給体制の充実に努めます。

(9) 訪問看護事業所の役割

- 在宅医療を必要とする小児等が地域で安心して療養できるよう、小児等の成長発達に応じた看護を提供するとともに、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係者と連携し、小児及びその家族の支援の充実に努めます。